

高安 健将 早稲田大学教育・総合科学学術院教授

2022年12月、国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画の、いわゆる「安保3文書」が改定された。相手の領域で反撃を加える敵基地攻撃能力（政府の表現では、「反撃能力」）の保有やアメリカの巡航ミサイル「トマホーク」の購入、防衛費を2027年度までの5年間で43兆円とする大幅増などが明記された。従来の安全保障政策からの大転換となる。本特集のなかで、田中論文は、「最早、軍事大国にはならないと論じるのは無理であろう」と指摘している。

閣議決定された「国家安全保障戦略」には、日本が「戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面」しているとの記述があるが、これまでも「厳しい国際環境」はさまざまな政策変更を正当化してきた。しかし、それは日本が従来依拠してきた安全保障上の基盤を損なう恐れもある。防衛力の増強は、相手国には軍備増強のインセンティブを与える。敵基地攻撃能力は、意図とは異なったとしても、結果的に先制攻撃を行うリスクを否定できず、それゆえに相手には先に攻撃するインセンティブを生み出す。いかに日本政府が専守防衛を不変と強調しても、それが他国からどのように受け取られるかは別問題である。

日本国憲法第9条と日本の安全保障について重要な指摘を行ってきた阪田雅裕・元内閣法制局長官によれば、「自衛隊があっても軍隊ではないための柱」が二つあったという。第一の柱は、自衛隊が海外で武力行使をしないことである。第二の柱は専守防衛であって、その真髄は「自衛隊が攻撃的兵器を持たず、敵国の領土、領海、領空を直接攻撃できる能力を持たない」ということであった。前者の柱が安保法制に

たかやす けんすけ

1971年東京都生まれ。1994年早稲田大学政治経済学部卒業、2003年ロンドン大学ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス(LSE)にてPh.D.(Government)を取得。専門は、比較政治学・政治過程論。成蹊大学法学部教授、同大学アジア太平洋研究センター所長等を経て、2023年より現職。

著書に『首相の権力—日英比較からみる政権党とのダイナミズム』（創文社、2009年）、『議院内閣制—変貌する英国モデル』（中公新書、2018年）、『教養としての政治学入門』（共著、ちくま新書、2019年）など。

伴う集団的自衛権の行使容認により武力行使の地理的制約が消失することで失われ、後者が攻撃的兵器の保有で失われるという¹。9条のもとでの安全保障は、これまでも自衛力を否定するものではなかった。自衛力を保有したうえでその限界を設定し、他国に対し日本から信頼醸成措置を講じる安全保障政策であった。それが変質しており、今般の「安保3文書」の改定によりさらにそれが進もうとしている。

また、経済成長に伴う防衛予算の増加ではないため、中長期的には増税か他の歳出への皺寄せは避けられない（今日の日本では認識が失われつつあるが、借金もいずれは返済しなければならない）。生活苦のなかで防衛予算の増加がどのような効果を伴うのか、検証と説明は不可欠であり、その説明こそが効果的な政策を担保する最低限の安全弁となる。ところが、「安保3文書」は昨年末、臨時国会の閉会を待つかのように、閉会直後に発表された。政府側には、堂々と安全保障政策を議論し、最低限の国民的合意を形成しようとする用意があるようにはみえない。結果的に、こうし防衛政策の変質について、何が得られ、何が失われるのか、日本国内ではどの程度、本当に合意が形成されてきたのか心許ない。

先にも言及したように、外交政策は相手あつてのものである。日本側の一方的な意図や戦略だけで外交・安全保障の秩序は成立しない。他国・地域は、日本をどうみているのか、どのような日本を期待し、日本との間にどのような問題を抱えているのか。日本は他国・他地域をどのようにみているのか、相手の実相に合致した想定や期待をしているのか。この特集は、日本

外交がこれまで他国・他地域といかなる関係を結んできたのか、近年の防衛政策の変質がこれにいかなる変化をもたらし、それがはたして掲げられる目的の実現に資するののかについて検討しようとするものである。具体的には、日本外交の全体的なあり方（田中論文）、日米関係（三牧論文）、日中・日台関係（川島論文）、日韓・日朝関係（木宮論文）、日豪関係（永野論文）、日・東南アジア関係（高木論文）、日印関係（伊藤論文）を取り上げる。錚々たる執筆陣の方々には心より感謝を申し上げたい。

外交は相手があるゆえに、国内で政権交代がある場合にも基本的な方向性について新政権がこれを継承するのが注目される。もちろん、政策変更は当然にありうるが、周到な準備を必要とするし、限界もある。そして、それはしばしば摩擦ももたらす。それゆえに、外交・安全保障政策の基本については、ある程度の国内的合意があることが望まれる。憲法違反が指摘される安全保障政策であれば、なおさら、これをどのように引き継ぐのかは深刻な問題を生じさせる。国内的な合意の前提には、各国との外交の現状を知り、課題を確認し、新しい政策が真に課題に対処するものであるのか、そのリスクとコストは何かを詳らかにすることが求められる。本特集がその一助となれば幸いである。■

《注》

- 1 『憲法9条』は死んだ 元法制局長官が語る 政府見解の詭弁と危うさ 『朝日新聞』2023年4月14日付。